



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
3 月 21 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（運転免許課）	1
○ 公 安 委 員 会 告 示	
道路交通法施行規則第31条の4の2に規定する滋賀県公安委員会が認める法人の一部改正（運転免許課）	28

公 安 委 員 会 規 則

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

滋賀県公安委員会規則第 6 号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則（昭和53年滋賀県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「および法第91条」を「、法第91条」に、「県内の」を「当該条件を付された者のうち、眼鏡等の条件を付された者に係るものおよび」に改め、「受けた者」の右に「に係るもの」を加え、「または法第91条の 2」を「および法第91条の 2」に改める。

第15条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(i) 本人であることを確認する書類

ア 運転免許を受けている者 運転免許証（以下「免許証」という。）の写しまたは法第95条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）（表側に限る。）の写しその他当該者が運転免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）

イ 運転免許を受けていない者 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）（表側に限る。）、在留カード、特別永住者証明書等の写し

第21条中「および法第100条の 2 第 1 項に規定する再試験」を「、法第91条の 2 第 3 項に規定する審査、法第100条の 2 第 1 項に規定する再試験、施行規則第15条の 2 に規定する審査および施行規則第18条の 5 に規定する審査」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（特定免許情報）

第21条の 2 施行規則第21条の 3 に規定する公安委員会が必要と認める事項は、免許証に表示される有効期間欄の色分けの区分とする。

第22条中「第24条第 8 項」を「第24条第12項」に改める。

第26条の見出し中「願い出」を「申請」に改め、同条中「願い出よう」を「申請しよう」に、「願出書」を「申請書」に改める。

第27条の見出し中「審査」を「緊急自動車運転資格審査」に改める。

第27条の 2 の見出し中「記載申請」を「記載等の申請」に改め、同条各号列記以外の部分中「運転免許証」を「免許証または免許情報記録個人番号カード」に、「の記載」を「の記載または記録（以下この条において「記載等」という。）」に改め、同条第 1 号中「運転免許証」を「免許証または免許情報記録個人番号カード」に、「再交付を受け、かつ、当該記載」を「当該記載等」に改め、同条第 2 号中「当該記載」を「当該記載等」に改める。

第38条第 1 項中「第31条の 4 の 2」を「第31条の 4 の 7」に改める。

第44条の見出しを「（運転経歴証明書等）」に改め、同条第 1 項中「第30条の10第 1 項」を「第30条の 8 第 1 項」

に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条第2項中「第30条の12第2項」を「第30条の10第2項および同規則第30条の15第2項」に、「運転経歴証明書記載事項変更届出書」を「変更届出書」に改め、同条第3項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改め、同項に次の3項を加える。

4 施行規則第30条の12第2項および第3項の運転経歴証明書返納届の様式は、別記様式第50号のとおりとする。

5 施行規則第30条の13第5号に規定する公安委員会が必要と認める事項は、免許証に表示される有効期間欄の色分けの区分とする。

6 施行規則第30条の16第2項の運転経歴抹消届の様式は、別記様式第51号のとおりとする。

第45条第6号中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「第104条の4第5項」を「第105条2第1項」に改め、「場合」の右に「または同条第3項の規定により運転経歴情報の記録を申請しようとする場合」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第2号および第3号を削り、同条第1号の次に次の4号を加える。

(2) 法第95条の2第1項の規定により個人番号カードに特定免許情報の記録を申請しようとする場合の当該申請に係る申請書

(3) 法第95条の2第11項の規定により免許証の交付を申請しようとする場合の当該申請に係る申請書

(4) 法第101条第1項の規定により免許証または免許情報記録の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)を受けようとする場合に提出する申請書

(5) 法第101条の2第1項の規定により更新期間前に免許証等の更新を受けようとする場合に提出する申請書
第45条の次に次の1条を加える。

(免許証等の亡失等に伴う保有状況の変更)

第45条の2 免許証および免許情報記録個人番号カードを有していた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、免許保有状況変更申出書(亡失等時)(別記様式第52号)を公安委員会に提出するものとする。

(1) 免許証のみを亡失等した場合で、当該亡失等を機に免許情報記録個人番号カードのみを保有する旨を申し出たとき。

(2) 免許情報記録個人番号カードのみを亡失等した場合で、当該亡失等を機に免許証のみを保有する旨を申し出たとき。

2 前項の規定により免許保有状況変更申出書を提出した者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、免許保有状況変更申出書(発見時)(別記様式第53号)を公安委員会に提出するものとする。

(1) 亡失等した免許証を発見した場合で、当該発見を機に免許証および免許情報記録個人番号カードを保有する旨を申し出たとき。

(2) 亡失等した免許情報記録個人番号カードを発見した場合で、当該発見を機に免許証および免許情報記録個人番号カードを保有する旨を申し出たとき。

別表第3中「第33条の4の4」を「第37条」に改め、同表高齢運転者対策の概要の項中「運転免許証の自主返納および運転経歴証明書」を「運転免許証等の自主返納および運転経歴証明書または運転経歴情報記録個人番号カード」に改め、同表に次のように加える。

備考 講習項目「高齢運転者対策の概要」における講習内容4中「運転免許証等の自主返納」については、申請による運転免許の取消しに伴う運転免許証の返納または免許情報記録の抹消をいう。

別記様式第6号中「

免許証番号

」を「

免許証の番号または 免許情報記録の番号

」に改め、同様式備考1中「と

き」を「場合」に、「その名称、事業所の所在地」を「事業所の所在地、名称」に改める。

別記様式第12号および別記様式第13号を次のように改める。

様式第12号(第15条関係)

警察署

番 号

(新規・変更)

安全運転管理者に関する届出書

(宛先)
滋賀県公安委員会

年 月 日

イ 届出者

事業所住所

事業所名称

使用者氏名

(電話 FAX)

ア 安全運転管理者を 選任、解任

したので

届出事項

をお届けします。

を変更

ウ 選任年月日

エ 安全運転管理者

住所(居所)

(住民票の住所と居所が異なる場合は、居所を記載すること。)

(フリガナ)

氏名

オ 資格要件

生年月日(年齢)

運転の管理経験

1 2

2年以上 公安委員会の教習

3 公安委員会の認定

カ 職務上の地位

キ 安全運転管理者が運転免許を受けている場合

免許の種類

記録等年月日

免許証の番号

または

免許情報記録の番号

ク 安全運転管理者の勤務態様

勤務

日勤 隔日 その他 ()

副安全運転管理者の有無

なし・あり (名)

ケ 安全運転管理者の職務経歴

経歴・勤務期間

勤務先名

職務上の地位・職名

シ 安全運転管理者の職務経歴

解任年月日

氏 名

解任理由

1 死亡 2 退職 3 転任 4 台数減 5 解任命令 6 その他()

コ 使用の本拠の位置

業 種 別

1 官公署 2 公社公団等 3 農 業 4 林 業 5 漁 業 6 鉱 業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 運転代行業 17 その他

サ 乗用 貨物

大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 大型 中型 普通 軽 小型 特殊 小型 特殊 大型 二輪 普通 二輪

計

シ 運転者数・従業員数

大型 中型 普通 大特 大自 普自 小特

計

従業員数

添付書類

1(1) 運転免許を受けている場合 運転免許証の写しまたは免許情報記録個人番号カード(表側に限る。)の写しその他当該者が運転免許を受けていることを証するに足る書面 (電磁的記録で作成されているものを含む。)

(2) 運転免許を受けていない場合 個人番号カード(表側に限る。)、在留カード、特別永住者証明書等の写し

2 公安委員会の教習を修了した場合は教習修了証明書の写しまたは公安委員会の認定を受けた場合は認定書の写し

3 運転記録証明書(自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の書面で、過去2年以上の運転の記録について自動車安全運転センターが届出日前1月以内に発行したもの)またはその写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号(第15条関係)

警察署	番号 - 枝番号
	—

(新規・変更)

副安全運転管理者に関する届出書

(宛先)
滋賀県公安委員会

年 月 日

副安全運転管理者を 選任、解任

届出者

事業所住所

事業所名称

使用者氏名

(電話 FAX)

届出事項

したので
を変更

お届けします。

① 選任年月日				⑧ 使用の本拠の名称															
② 副安全運転管理者	住所(居所)	(住民票の住所と居所が異なる場合は、居所を記載すること。) (フリガナ)			位置														
	(フリガナ)氏名																		
③ 資格要件	生年月日(年齢)	1 運転の管理 経験1年以上	2 運転の経験 期間3年以上		3 公安委員 会の認定	業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 運転代行業 17 その他												
④ 職務上の地位																			
⑤ 副安全運転管理者が運転免許を受けている場合	免許の種類				⑨ 使用の本拠における自動車台数	乗用		貨物		大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計					
	記録等年月日					大	中	準	普	大	中	準	普						
	免許証の番号または 免許情報記録の番号					大	中	準	普	大	中	準	普						
⑥ 副安全運転管理者の勤務態様	勤務	日勤 隔日 その他 ()			⑩ 運転者数・従業員数	大型		中型		普通		大特		大自		普自		小特	計
	他の副安全運転管理者の有無	なし・あり (名)				一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二		
⑦ 副安全運転管理者の職務経歴	経歴・勤務期間	勤務先名	職務上の地位・職名		⑪ 前副安全運転管理者														
					解任年月日														
					氏名														
					解任理由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 台数減 5 解任命令 6 その他 ()													

添付書類

- (1) 運転免許を受けている場合 運転免許証の写しまたは免許情報記録個人番号カード(表側に限る。)の写しその他当該者が運転免許を受けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成されているものを含む。)
- (2) 運転免許を受けていない場合 個人番号カード(表側に限る。)、在留カード、特別永住者証明書等の写し
- 2 公安委員会の認定を受けた場合は認定書の写し
- 3 運転記録証明書(自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の書面で、過去2年以上の運転の記録について自動車安全運転センターが届出日前1月以内に発行したもの)またはその写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号および別記様式第16号の 2 中

交 付 年 月 日
交 付 公 安 委 員 会

を

記録等年月日
記 録 等 公 安 委 員 会

に改める。

別記様式第18号および別記様式第18号の 2 を次のように改める。

様式第18号 (第22条関係)

第 号

指 定 書

所属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者を、道路交通法施行規則第24条第12項の規定により、技能試験に従事する者として指定する。

年 月 日

滋賀県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。

様式第18号の2（第23条関係）

仮免許による運転練習申立書

年 月 日

(宛先)
滋賀県公安委員会

受けようとする
免 許 の 種 類

(運転免許試験を受けようとする者)

住所

氏名

私は、道路交通法第96条の2に規定する自動車の運転の練習を次のとおり行つたことを申し立てます。

練習日時	練習場所	同乗指導者		練習車両	
		氏 名	運転免許証の番号または 免許情報記録の番号	登録番号	自動車検査証の有効 期間の満了する日

備考 1 同乗指導者の運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足る書類（電磁的記録で作成されているものを含む。））および練習車両の自動車検査証の写しを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第21号を次のように改める。

様式第21号(第26条関係)

運転免許の条件解除(変更)申請書

(宛先) 滋賀県公安委員会 年 月 日

フリガナ		連絡先(電話番号)
申請者氏名		
生年月日	年 月 日生	
解除する免許の条件等		

(以下は記入しないでください。)

現に受けている免許															
記 録 等 公 安 委 員 会															
公安委員会															
特 定 免 許 情 報 の 日 年 月 日 免 許 情 報 記 録 の 日 年 月 日															
免 許 情 報 記 録 の 番 号 第 号															
免 許 年 月 日 ・ 種 類	免 許 の 種 類	大 中 型 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
	第 一 種 免 許	二・小・原		年 月 日											
	第 一 種 免 許	そ の 他		年 月 日											
	第 二 種 免 許			年 月 日											
免 許 の 条 件															
保有状況確認 免許証 免許情報記録 個人番号カード 審査番号															

適 性 検 査 票															
視 力	裸 眼	左 眼		矯 正	□ 眼 鏡 □ コンタクトレンズ	左 眼		視 野	左						
		右 眼					右								
		両 眼					計								
深 視 力	□ 裸 眼	1回目	mm	色 彩 識 別 能 力		適 ・ 否									
	□ 矯 正 ・ 眼 鏡	2回目	mm	運 動 能 力		適 ・ 否									
	□ コンタクトレンズ	3回目	mm	聴 力		適 ・ 否									
備 考															

備考1 現に受けている免許欄には、現に受けている免許に係る免許証番号または免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、またはその者が現に受けている免許に係る免許証の表側および裏側を複写すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第22号中

交 付 公 安 委 員 会
交 付 年 月 日
免 許 証 番 号

を

記 録 等 公 安 委 員 会
記 録 等 年 月 日
免 許 証 等 番 号

に改め、同様式備考第 3 号を第 4

号とし、同様式備考第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 免許証等番号とは、免許証の番号または免許情報記録の番号をいう。

別記様式第22号の 2 を次のように改める。

様式第22号の2(第27条の 2 関係)

緊急自動車運転資格記載等申請書																		
年 月 日																		
(宛先) 滋賀県公安委員会																		
氏 名・生 年 月 日					年 月 日生													
記 載 申 請 の 理 由					1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達したため 2 運転免許証を再交付されたため 3 その他 ()													
審 査 合 格 年 月 日																		
審 査 公 安 委 員 会					公安委員会													
緊 急 自 動 車 の 種 類					大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
					MT 車					A T 車								
現 に 受 け て い る 免 許	記 録 等 公 安 委 員 会				公安委員会													
	記 録 等 年 月 日				年 月 日				有効期限		年 月 日							
	免 許 証 等 番 号				第 号													
	免 許 の 種 類				大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	け ん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け ん 引 二
	緊 急 自 動 車 の 使 用 者				所 在 地													
職 名																		
氏 名																		

備考 1 審査合格年月日欄および審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を要する場合にのみ記載すること。

2 記載申請の理由、緊急自動車の種類および免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。

3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、() 内にその理由を記載すること。

4 免許証等番号とは、免許証の番号または免許情報記録の番号をいう。

5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第23号の2の3の2および別記様式第23号の2の3の3中「うんでんめんきょしょう運転免許証」を「うんでんめんきょしょうとう運転免許証等」に、
「めんきょしょう、免許証」を「めんきょしょうとう、免許証等」に改める。

別記様式第23号の9を次のように改める。

様式第23号の9（第28条の6 関係）

運転免許の効力停止処分解除通知書

年 月 日

滋 賀 県 警 察 本 部 長 図

道路交通法第104条の2の3第1項後段の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を、
年 月 日付けで解除したので通知します。

住 所	
氏 名	
免 許 証 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録
免 許 の 種 類	
理 由	

別記様式第28号中「交付公安委員会」を「記録等公安委員会」に改める。
別記様式第32号から別記様式第35号までを次のように改める。

様式第32号（第31条関係）

運転免許保留期間短縮通知書

第 号
()

住所

氏名

道路交法第90条第12項の規定に基づき、運転免許の効力の保留期間を 日短縮し、 年 月 日
までとしたので、通知します。

年 月 日

滋賀県公安委員会 

様式第33号（第31条関係）

運転免許停止期間短縮通知書

第 号
（ ）

住所

氏名

道路交通法第90条第12項の規定に基づき、運転免許の効力の停止期間を 日短縮し、 年 月 日
までとしたので、通知します。

年 月 日

滋賀県公安委員会 印

様式第34号（第31条関係）

運転免許停止期間短縮通知書

第 号
（ ）

住所

氏名

道路交法第103条第10項の規定に基づき、運転免許の効力の停止期間を 日短縮し、 年 月 日
までとしたので、通知します。

年 月 日

滋賀県公安委員会 

様式第35号(第31条関係)

自動車等の運転禁止期間短縮通知書

第 号
()

住所

氏名

道路交通法第107条の5第3項の規定において準用する道路交通法第103条第10項の規定に基づき、自動車等の運転の禁止期間を 日短縮し、 年 月 日までとしたので、通知します。

年 月 日

滋賀県公安委員会 印

別記様式第38号および別記様式第44号の2中

交 付 年 月 日
交 付 公 安 委 員 会

を

記録等年月日
記 録 等 公 安 委 員 会

に改める。

別記様式第48号を次のように改める。

様式第48号（第44条関係）

運転経歴証明書交付等（再交付）申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県公安委員会

申請者
氏 名
電話番号

- ☐ 道路交通法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付
- ☐ 道路交通法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録
- ☐ 道路交通法施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付

を申請します。

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
交付等（再交付）手数料			

- 備考 1 申請による運転免許の取消しを受けた日または運転免許を失効した日から5年を経過した場合は、運転経歴証明書の交付および運転経歴情報の記録の申請はできません。
- 2 申請時に、住民票の写しその他の住所、氏名および生年月日を確認するのに足りる書類を提示してください。ただし、運転免許の取消しの申請と同時に本申請を行う場合は、これらの書類の提示は必要ありません。
- 3 再交付申請の場合は、亡失または滅失による申請の場合を除き、運転経歴証明書を返納してください。
- 4 亡失または滅失による再交付申請の場合は、その事実を証するに足りる書類を提出してください。
- 5 運転経歴情報の記録を受けた場合で、免許を受けたときは、速やかに運転経歴情報の抹消を受けてください。ただし、住所地市町村長に運転経歴情報記録個人番号カードを返納した場合を除きます。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第49号を次のように改める。

様式第49号(第44条関係)

〔運転経歴証明書記載事項
運転経歴情報記録事項〕 変更届

年 月 日

(宛先)
滋賀県公安委員会

届出者
氏 名
電話番号

道路交通法施行規則〔☐第30条の10
☐第30条の15〕の規定により〔☐運転経歴証明書の記載事項
☐運転経歴情報の記録事項〕の変更
を届け出ます。

新 し い	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			

(以下は記入しないでください。)

現に受けている運転経歴証明書等																
記 録 等 公 安 委 員 会					公安委員会											
運 転 経 歴 情 報 の 記 録 年 月 日					年 月 日											
運転経歴情報記録の番号					第 号											
免 許 年 月 日 ・ 種 類	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
	第一種免許	二・小・原		年 月 日												
	第一種免許	そ の 他		年 月 日												
	第 二 種 免 許	年 月 日														
免許の取り消しを受けた日又は免許が効力を失った日前5年間の 自 動 車 等 の 運 転 に 関 する 経 歴																

- 備考1 変更する事項のみ太線の枠内に記載すること。
2 住所を変更する場合は、住民票の写しその他の住所を確かめるに足る書類を提示すること。
3 氏名または生年月日を変更する場合は、住民票の写しまたは個人番号カードを提示すること。
4 現に受けている運転経歴証明書等欄には、現に受けている運転経歴証明書番号または運転経歴情報記録の番号、免許の取消しを受けた日または免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、またはその者が現に受けている運転経歴証明書の表側および裏側を複写すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第49号の次に次の4様式を加える。

様式第50号（第44条関係）

運転経歴証明書返納届

年 月 日

(宛先)
滋賀県公安委員会

届出者
氏 名
電話番号

道路交通法施行規則第30条の12第 2 項または第 3 項の規定により、運転経歴証明書の返納を届け出ます。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
保有状況	現在の保有状況	新たな保有状況	

(以下は記入しないでください。)

現に受けている運転経歴証明書

備考 1 現に受けている運転経歴証明書欄には、現に受けている運転経歴証明書の表側および裏側を複写すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第51号（第44条関係）

運転経歴情報抹消届

年 月 日

(宛先)
滋賀県公安委員会

届出者
氏 名
電話番号

道路交通法施行規則第 30 条の 16 第 2 項の規定により、運転経歴情報の抹消を届け出ます。

フリガナ			
氏 名		生年月日	年 月 日
保有状況	現在の保有状況		新たな保有状況

(以下は記入しないでください。)

現に受けている運転経歴情報																
記 録 等 公 安 委 員 会				公安委員会												
運 転 経 歴 情 報 の 記 録 年 月 日				年 月 日												
運 転 経 歴 情 報 記 録 の 番 号				第 号												
免 許 年 月 日 ・ 種 類	免 許 の 種 類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
	第一種免許	二・小・原		年 月 日												
	第一種免許	その他		年 月 日												
	第二種免許			年 月 日												
免 許 の 取 り 消 し を 受 け た 日 又 は 免 許 が 効 力 を 失 っ た 日 前 5 年 間 の 自 動 車 等 の 運 転 に 関 す る 経 歴																

備考 1 現に受けている運転経歴情報欄には、現に受けている運転経歴情報記録の番号、免許の取消しを受けた日または免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第52号（第45条の2 関係）

免許保有状況変更申出書（亡失等時）

年 月 日

(宛先)
滋賀県公安委員会

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
亡失等の直前における免許証 および免許情報記録個人番号 カード双方の保有の有無	有 ・ 無		
亡 失 等 し た も の	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		
亡 失 等 し た 理 由			
保 有 状 況	現在の保有状況	新たな保有状況	

(以下は記入しないでください。)

現に受けている免許

備考 1 亡失等の直前における免許証および免許情報記録個人番号カード双方の保有の有無欄は、免許証および免許情報記録個人番号カードのうちいずれかの亡失等の直前において、免許証および免許情報記録個人番号カードの双方を有していた場合には「有」を、免許証および免許情報記録個人番号カードの双方を有していたわけではない場合には「無」をそれぞれ○で囲むこと。

2 亡失等したものの欄は、免許証および免許情報記録個人番号カードのうちいずれか亡失等したものを○で囲むこと。

3 現に受けている免許欄には、亡失等することなく現在保有する免許証または免許情報記録個人番号カードにかかる免許証番号または免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第53号（第45条の2 関係）

免許保有状況変更申出書（発見時）

年 月 日

(宛先)
滋賀県公安委員会

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
発 見 し た も の	免許証 ・ 免許情報記録個人番号カード		
保 有 状 況	現在の保有状況		新たな保有状況

(以下は記入しないでください。)

現に受けている免許																
免許情報記録の有効期間の末日				年 月 日												
免許情報記録の番号				第 号												
免許年月日・種類	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
	第一種免許	二・小・原		年 月 日												
	第一種免許	その他		年 月 日												
	第二種免許			年 月 日												
免許の条件																

備考 1 発見したものの欄は、免許証および免許情報記録個人番号カードのうちいずれか亡失等したものとして、亡失等に係る免許保有状況変更申出時に申出をしたもので、発見したものを○で囲むこと。

2 現に受けている免許欄には、亡失等に係る免許保有状況変更申出後に発見した免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の番号、免許の年月日、免許の種類その他必要な事項を記載し、または亡失等に係る免許保有状況変更申出後に発見した免許証の表側および裏側を複写すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

付 則

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、第 22 条および別記様式第 18 号の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第 33 号

平成 23 年滋賀県公安委員会告示第 104 号（道路交通法施行規則第 31 条の 4 の 2 に規定する滋賀県公安委員会が認める法人）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 21 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

題名および本則中「第 31 条の 4 の 2」を「第 31 条の 4 の 7」に改める。

付 則

この告示は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。